

令和 2 年 度

石狩市教育委員会会議（6月定例会）議案

石 狩 市 教 育 委 員 会

日 程

日 時 令和2年6月30日(火) 午前10時00分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案第1号 石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

【非公開】

議案第2号 石狩市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について【非公開】

承認第1号 令和2年度一般会計予算(第6号補正)について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

① 令和2年度教育委員会の点検・評価について(令和元年度実施分)

日程第5 報告事項

① 石狩市教育委員会基礎データについて

② 新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助の対応について

③ 令和2年度一般会計予算(補正第4号及び第6号)について

④ 学校再開後の状況等について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催について

令和 2年 7月 日() 時 分開催

承認第1号

令和2年度一般会計予算（第6号補正）について

令和2年6月30日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、石狩市教育委員会教育長事務専決規程（昭和53年教育委員会訓令第1号）第2条第1号の規定に基づき専決し、令和2年第2回石狩市定例会において議決されたことから、同条第2号の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和2年度一般会計予算（第6号補正）

〔歳入〕 総額 13,200千円 (単位：千円)

款	項	金額
16 国庫支出金	2 国庫補助金	13,200

〔歳出〕 総額 13,200千円 (単位：千円)

款 項 目	事 業 名 称	補正前の額	補正額	補正後の額
10款5項1目	文化施設感染症防止対策事業費	0	13,200	13,200

教育長報告
(教育委員会事務局の主な動き)

令和2年6月30日
教育委員会会議提出

5月27日	水	「石狩ライオンズクラブから図書受贈」	教育長室
28日	木	「市民図書館再オープン 431人入館」	
6月1日	月	「市立学校再開(5日までは午前授業)」	
3日	水	「庁議」	庁議室
4日	木	「第2回 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会」	石狩教育研修センター
9日	火	「北海道ソフトボール協会との面談」	市長応接室
11日	木	「石狩管内特別支援学級設置学校長協議会との面談」	教育長室
		「石狩市公立小中学校事務職員学校間連携会議役員との面談」	教育長室
		「厚田学園学校運営協議会委員委嘱状交付」	厚田学園
12日	金	「令和2年度第2回市議会定例会本会議(初日)」	市議会本会議場
15日	月	「教育委員会事務局管理職会議」	庁議室
16日	火	「定例校長会議(6月)」	りんくる交流活動室
17日	水	「石狩青年会議所から学校用消毒液受贈」	教育長室
18日	木	「令和2年度第2回市議会定例会本会議(一般質問)」	市議会本会議場
19日	金	「令和2年度第2回市議会定例会本会議(一般質問)」	市議会本会議場
21日	日	「石狩管内教育懇談会」	TKPガーデンシティ
22日	月	「市教委学校訪問①(花川中、花川小、生振小)」	
		「石狩市体育協会との意見交換」	庁議室
23日	火	「教育委員勉強会」	庁議室
		「定例教頭会議(6月)」	りんくる交流活動室
		「石狩管内中学校体育連盟との意見交換」	教育長室
24日	水	「建設文教常任委員会」	第一委員会室
26日	金	「令和2年度第2回市議会定例会本会議(最終日)」	市議会本会議場
		「令和2年度第1回社会教育委員の会議」	石狩市公民館
29日	月	「市教委学校訪問②(緑苑台小、厚田学園)」	
30日	火	「教育委員会会議6月定例会」	第二委員会室

質問者@党派 ■質問事項	質 問 の 趣 旨	答 弁 要 旨
<p>【一般質問】 山田敏人@石政会 ■新型コロナウイルス対策について</p>	<p>①長期間の小中学校休業の影響、正常化への取り組みについて イ. 授業時数確保のため学校行事などの今後の取扱いについて</p> <p>ロ. 端末機器の配備、通信環境の整備などのICT教育の充実に向けた取り組みについて</p> <p>②特別支援教育の充実について 北海道星置養護学校紅葉山校舎の現状と教室不足の認識と今後の対策について</p> <p>③市有地の有効活用について 花川北中学校隣接の旧学校給食センター跡地の利用計画について</p>	<p>各学校には、限られた授業時数の中で効果的に指導できるよう、年間指導計画や学校行事の見直し、土曜授業や長期休業期間中の授業日の設定などを通知するとともに、市内校長会議、教頭会議で詳細を説明。 具体的な対応として、夏季休業を短縮し、通常授業による授業日を10日間設定。 次に、土日を含めた3日間の秋季休業を2日間とし、通常授業による授業日を1日設定。 3つ目として、当初年間3日程度計画していた土曜授業を、7月から2月までの間、自校の児童生徒の学習、健康状況、教職員の業務負担等を考慮した上で、実施回数を増やすことができることとした。 また、学校行事は、新しい生活様式に基づき、行事の精選や重点化を図り、協働的な学び合いを実現するため、行事のあり方の検討や計画の見直しを行っている。 具体的には、運動会などの健康安全・体育的行事、修学旅行などの遠足・集団宿泊的行事について、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、延期あるいは中止を含めた判断・検討をしている。</p> <p>当初、令和5年度までに達成することとされていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「学びの保障」の環境構築の早期実現に向けて、令和2年度中の事業として前倒しされることとされた。 市教委としても、端末の導入に関し、補助対象外となるソフトウェア購入やセットアップ費用の自治体の超過負担に係る財源の問題など様々な諸課題はあるが、市長部局と連携し、実現に向け、整備を進めていきたいと考えている。</p> <p>教室数が不足している状況であることは、聞き及んでいるところである。 北海道教育委員会から、教室を増やしたいとの意向は本市に示されていないが、正式に要請があれば、施設の余裕の範囲内で協議に応じることは可能であると考えている。</p> <p>土地は、学校給食センターの新設に伴い、平成29年度に建物を解体した旧第2給食センターの跡地となり、解体後も、花川北中学校に隣接していることから、学校敷地と一体で利用できるよう、教育委員会所管の財産として管理している。 これまでは学校行事の際など、臨時駐車場としての使用が主なものである。現時点で市教委として新たな用途は考えていないが、今後、具体的な活用方針が決まるまでは、引き続き安全対策や適切な維持管理に努める。</p>
<p>【一般質問】 上村賢@改革市民会議 ■新型コロナウイルスに関する教育行政の取り組み、今後の対応について</p>	<p>①臨時休業中の学びの保障について ②教育の遅れを埋めるための対応について</p>	<p>①臨時休業中、学校が児童生徒の学習状況等を踏まえながら、プリントを配付し、指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すようにした。配付した家庭学習は、分散登校で回収し、一人一人の学習状況を把握し、確実にフィードバックすることで、学びの保障に向けて確実かつ丁寧に取り組んだところである。 加えて、インターネット環境のある家庭に対しては、文科省の「子供の学び応援サイト」や道教委の「どさんこ学び応援サイト」を活用し、補充の学習を促した。 ②学習の遅れを取り戻す方策については、年間指導計画や学校行事の見直し、土曜授業や長期休業期間中の授業日の設定などにより、授業時数を生み出しながら、前年度の未指導内容及び本年度の学習内容の定着を図り、学びの保障を着実に行う。</p>

質問者@党派 ■質問事項	質問の趣旨	答弁要旨
<p>【一般質問】 上村賢@改革市民会議 ■新型コロナウイルスに関する教育行政の取り組み、今後の対応について</p>	<p>③GIGAスクール構想の実現に向けての今後のスケジュール等について</p>	<p>「GIGAスクール構想」の実現に向けては、財源の問題や端末の調達の問題だけではなく、様々な機器の購入や整備にも課題はあるが、可能な限り早い導入を目指す必要があると認識している。さらに、市内の義務教育家庭におけるインターネット環境の保有率は、5月下旬に調査をしたところ、79%の家庭において高速通信可能なインターネット環境が整備されていることが明らかとなった。</p>
<p>【一般質問】 阿部裕美子@公明党 ■コロナウイルス感染拡大に伴う教育現場の支援について</p>	<p>①子供たちの心身共の健康を目指し、新型コロナウイルスを正しく理解することについて</p> <p>②休校等による、家庭・地域による学習の差を無くすためについて</p> <p>③教員の加配、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの加配について</p> <p>④教員の負担軽減について 消毒等の作業への支援について考えを伺う。</p>	<p>学校再開に当たり、児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、文科省作成の、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」等を活用して感染症対策に関する指導を行っている。</p> <p>一方、学校では、毎日、家庭での検温や健康状態を確認する健康チェックシートにより、学校での健康観察を行い、保護者と連携しながら児童生徒の健康状態の共有を図っている。</p> <p>児童生徒に対しては、感染症対策用の持ち物として、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布を持参することで、感染予防に努めるよう指導している。</p> <p>さらに、感染者等に対する偏見や差別について、断じて許されないものであることを、発達段階に応じ、学級活動や保健体育、道徳科等の授業を通して指導を行っている。</p> <p>今般の臨時休業により、学習の差が家庭や地域であってはならないため、国や道の通知に基づき、児童生徒に対する学びの保障を確実かつ丁寧に取り組むべく、学習指導要領に示された各教科等の内容を、児童生徒に身に付けさせるための手立てを講じた。</p> <p>学校再開後は、児童生徒の学習内容の定着状況を把握した上で、無理のない範囲で補充的な授業や補習を行うことで、すべての児童生徒に等しく前年度の未指導内容及び今年度の学習内容を指導することができ、児童生徒一人一人に学びの保障を確実に行うことができると考えている。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症に伴う、教員の加配について、道教委からの通知に基づき、各学校へ周知を行っているところであり、希望があった学校においては、既に申請を終えているところ。この教員の加配は、都度申請が可能なことから、今後学校から相談があった際には実現に向け協力することを考えている。</p> <p>また、北海道から派遣を受けているスクールカウンセラーについて、当初配分された派遣時間の上積み要望しているところである。</p> <p>現状、市内学校では、主に教職員が毎日の授業終了後に、教室の机や椅子、多くの児童生徒が手を触れる手すり、スイッチ類のほか、トイレや体育館など共用部分の消毒作業を行っている。</p> <p>学校再開後は、感染症対策と学びの保障の両立が求められており、状況が長期に亘るとなると、教職員の心労が重なっていくものと思われる。</p> <p>市教委として、学校の実情を把握し、要望を十分に聞き取りするうえで適切なサポートができるよう検討する。</p>

質問者@党派 ■質問事項	質問の趣旨	答弁要旨
<p>【一般質問】 松本喜久枝@日本共産党 ■コロナ禍における学校休校の影響と再開にあたっての対策などについて</p>	<p>①コロナ禍における学校再開後の対策と持続可能な安全で豊かな学びの授業のために少人数授業を実施することについて</p>	<p>学校再開後、各学校では、文部科学省から示された「学校の新しい生活様式」に基づいて、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるための感染予防対策を行い、感染予防の意識を児童生徒はもちろん、教師も高めている。学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいて、現在の感染状況では、身体的距離については、十分な感染対策を行った上で、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとることとなっているので、現状の学級規模でも感染拡大防止上の問題はない。しかし、少人数の指導は、一人一人の子どもに向き合う時間が確保され、実態に応じたきめ細かい指導が展開でき、子どもから発信される不安や悩みのサインが拾いやすいなど、児童生徒に寄り添った学習指導・生徒指導両面の充実が図られるなどのメリットがある。このため、少人数学級の実現に向けては、これまでも、都市教育長会などにおいて、道教委に要望を提出しており、徐々に改善が図られていることから、今後も粘り強く働きかける。</p>
	<p>②子どもや父母・保護者たちの不安を取り除く柔軟な教育課程の編成と行事の組み方について</p>	<p>学習指導要領に示された内容を児童生徒に身に付けさせることが重要であり、指導計画や学校行事の見直し、土曜授業や長期休業の短縮などの方策により学びの保障を着実に行う。一方で、「詰め込みが心配、行事もなくなる」といった声もあり、学校行事を楽しみにしていたり、学校行事を通して身に付けさせる学びがあったり、教育上の意義も大きいことから、学校では、一律に中止するのではなく、内容や方法を検討しながら実施時期を探っているところである。</p>
	<p>③保健的対策と、非接触型体温計や手洗い場の蛇口レバー、扇風機などの配備・取り付けについて</p>	<p>全国的な感染拡大で、入手が難しくなっていた非接触型体温計について、十分な数とは言えないが、学校再開前に各校に配布することができた。また今後は、学校でのこまめな手洗いが必要となることから、石鹼やハンドソープ等も含めた各種の衛生資材について、学校の実状に応じ、確保することができるよう、所要の予算措置を講じたところである。さらに、新たな感染防止対策として、学校の水飲み場・手洗い場の蛇口を手回し式からレバー式に取り替えることや、各学校の網戸を増設し、換気対策を徹底することとしている。加えて、夏季休業期間を短縮し、登校日とすることを踏まえ、扇風機を市内全校の普通教室や特別教室、職員室、体育館等に整備し、更なる換気対策と暑さ対策を講じることを現在検討中である。</p>
	<p>④コロナの影響に伴う就学援助制度の拡充について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や離職を余儀なくされた方について、特例的に前年の収入を0として世帯収入を判定する取扱いとした。また、前年より収入が大きく減少した場合には、「市税の徴収猶予の特例制度」に該当する場合のほか、「市民税の減免」「固定資産税の減免」「個人事業税の減免」「国民年金保険料の減免」「国民健康保険税の減免また徴収猶予」「社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付」など就学援助要綱の各認定基準に該当する場合に就学援助の対象世帯となる旨、改めて学校を通じて各家庭に知らせたところである。今後、これらの内容の相談があった際には対応する。</p>

質問者@党派 ■質問事項	質 問 の 趣 旨	答 弁 要 旨
<p>【一般質問】 松本喜久枝@日本共産党 ■コロナ禍における学校 休校の影響と再開にあ たっての対策などにつ いて</p>	<p>⑤教職員の検査体制確保と職員室の3密の 防止、長時間過密勤務解消のため変形労働 時間制の中止について</p>	<p>職員室等におけるいわゆる「3密」対策につ いて、新たに網戸を購入し、定期的な空気の入れ替 えを行う等のほか、勤務時間のスライドを活用し た「勤務時間の割振り変更」や「時差出勤」の活 用、学校の臨時休業時には在宅勤務を積極的に活 用するなど、出勤者の抑制を図るよう対応してい る。 また、教職員本人や家族に発熱等の症状が見られ るときには「災害事故休暇」を取得させる等、教 職員が休暇を取得しやすい環境に配慮している。 変形労働時間制について、昨年12月の給特法の改 正に伴い、1年単位の変形労働時間制の導入は、 法の施行が令和3年度であり、文科省から今後、 中央教育審議会での審議を経て、省令の制定や指 針の告示がある。 市教委としての対応方針は、今後、示される予定 の省令等を踏まえ、適切に対応する。</p>
<p>【一般質問】 片平一義@改革市民会議 ■厚田学園について</p>	<p>①厚田学園のコミュニティ・スクールの現 在の状況と今後の展望について</p>	<p>本年4月に開校した厚田学園は、小中一貫教育を 行う石狩管内初の義務教育学校であり、市内初の コミュニティ・スクールでもある。 先日、第1回の学校運営協議会が開催され、会議 では、「子どもの夢を地域みんなで支えよう」を 活動目標に、子ども達のキャリア教育や学習支援 に地域の力を注ぐこと、厚田の歴史や産業を学 び、地域に誇りを持ち、チャレンジする心を育む こと、さらには地域と学校が一体となったあいさ つ運動や防災訓練を実施することなど、具体的取 組やビジョンを共有したところである。 今後、課題の解決や目標達成に向けて、協議会か ら新しいアイデアや多くのサポーターが生まれ、 来年度に予定している市内全校でのコミュニ ティ・スクール展開にあたり、その良き先進事例 となることを期待している。 コミュニティ・スクールを国が制度化した背景に は、予測不可能なこれからの時代を担う子ども たちを健やかに育むために、社会総がかりでの教 育、具体的には保護者や地域住民も学校運営に参 画し、地域とともにある学校の実現が求められて いることにある。</p>
<p>【一般質問】 神代知花子@無所属 ■新型コロナウイルスに 関する市の情報発信につ いて</p>	<p>①緊急事態にも関わらず、市長、教育長の 決断、方針やメッセージが市民へしっかり 届いていないことについて</p>	<p>長期の臨時休校によって、学校が普段行ってい る様々な教育活動が中断されてしまうこととなり、 不安を持つ子どもに状況を説明し、不安を鎮める ようなメッセージを発することは必要であると認 識する。日頃から学校の先生は、普段から子ども 一人ひとりに向き合い、知識技能を教えるだけ でなく、それぞれの悩みや不安に寄り添って全人 教育を実践している。そのようなことも踏まえ、子 どもの身になれば、教育長の私ではなく、日々教 え導いてくれる学校の先生から親身なメッセ ージをもらったほうが良いことは明らかである と考えている。 また、今回の臨時休校によって、卒業学年の子 どもたちには大変残念な思いをさせることとな った。休校を決める過程において「大人たちによる 決定を、子どもが受けざるを得なかったもので あり、子どもも意見を言いたかったのではないか」 というお尋ねであるが、子どもだから意見が言 えなかったのではなく、コロナウイルスという未 知の恐怖に大人も平伏したことを、子どもたち なりに理解をしてくれたものと考えている。</p>

建設文教常任委員会質疑(R02年6月)

質問者@党派 ■質問事項	質問の趣旨	答弁要旨
【本委員会】 上村委員@改革市民会議 ■学びの保障について	①簡易給食とはどのようなものか 【再質問】 子どもによって食べる量が異なるがどのように対応するのか、また、カロリー的にはどうなのか 【再々質問】 栄養価的にはどうなのか	簡易給食の定義はないが、例年7月から8月にかけて器具の点検や整備を実施しており、夏季休業期間の短縮に伴う登校日には給食センターでの調理が難しい。この10日間の登校日には、調理の必要がない「おにぎり」又は「パン」や「牛乳」「デザート」等を提供するもので、カロリーを考慮した上で、配食が簡易にできるような献立を予定している。 なお、「おにぎり」又は「パン」と「牛乳」のみでは、カロリー的にも十分とは言えず、夏の暑い時期に提供することを考慮し、冷涼感のある「デザート」も提供する予定である。 また、簡易給食を提供する10日間は、「おにぎり」8回、「パン」2回の提供を予定しているが、「おにぎり」は、できる限り具材の種類を変えて、飽きのこないような工夫をする。 【再質問】 パンは、小学1～2年生と3～4年生と5～6年生と中学生の4種類のものがあり、またおにぎりは1～2個で個数に差をつけることで対応する予定。 また、カロリー的には7～8割程度の充足率だが、カロリー面だけではなく栄養価のバランスも考慮する必要がある。 【再々質問】 学校給食摂取基準では、エネルギーのほかにたんぱく質、脂質など項目ごとに基準値があり、少しでもそれに近づけるよう検討している。
	②土曜授業は、何回程度となる予定か	7月から2月までの間、自校の児童生徒の学習、健康状況、教職員の業務負担等を考慮した上で、8回程度予定している。
	③行事の感染リスクの判断について 【再質問】 修学旅行の考え方について	学校行事は、新しい生活様式に基づき、行事の精選や重点化を図り、協働的な学び合いを実現するため、行事のあり方の検討や計画の見直しを行っている。 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、延期あるいは中止を含めた判断・検討をしている。 【再質問】 感染防止を考慮し、国や道の通知により延期の扱いとする。さらに道の通知に基づき感染リスクの観点で、道内におけるバス等陸路で検討をしている。
【本委員会】 三崎委員@日本共産党 ■学びの保障について	①夏季休業期間中の設備点検は時期をずらせないのか	設備点検は、夏季休業期間中にストレージタンク（ボイラーの蒸気でお湯をつくるタンク）の保守、受水槽の清掃点検、電気工作物の保安全管理などの法定点検やボイラーの点検、ガス配管の点検、空調設備の点検など任意の点検に加え厨房清掃などを行うため、7月下旬から8月のお盆前まで学校給食センターの設備を稼動することができない。

建設文教常任委員会質疑(R02年6月)

質問者@党派 ■質問事項	質問の趣旨	答弁要旨
【本委員会】 三崎委員@日本共産党 ■新型コロナウイルス感染症対応について	①臨時休業により影響を受けた学校給食関係事業者に対する支援は行うのか。また、臨時休業に伴う余剰食材はどこかに現物提供しているのか。	学校給食関係事業者に対する支援について、事業者の中には、事業収入の大部分を学校給食によっているところが多く、臨時休業により事業者に多大な影響が生じている。 このため、本年2～3月にかけての臨時休業については、学校臨時休業対策費補助金を活用して10社に対しての支援を行い、4月～5月にかけての臨時休業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して10社を想定した支援を検討。 なお、支援の内容は、発注後の食材のキャンセルによる補償のため、食材のほとんどが給食センターに届いていないことから、市民に配布するなどの事例はない。
	②臨時休業中の給食費は保護者から徴収するのか	本年度の学校給食費の取扱いについて、年間給食費は例年5月中旬に通知しているところ、本年度は暫定給食費としての通知を6月の学校再開後に通知したところ。 確定額は、9月までの実食数と10月以降の予定に基づき決定し、10月下旬から11月上旬に通知したいと考えている。 また、給食費の支払いについては、例年5月から3月までの11回での納入だが、5月分は徴収せず6月から3月までの10回納入いただく予定である。
	③夏季における簡易給食の給食費は保護者から徴収するのか	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することについて財政協議を行っているところである。
	④給食費の就学援助についてはどうか	給食費については就学援助の制度があり、本年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、失業及び廃業されている方及び収入が急変したことで市税の徴収猶予や減免等を受けられた方も対象になっている。 就学援助の認定を受けることができれば、給食費の負担もなくなるので、該当される方は学校教育課のほうにご相談いただきたい。
	⑤少人数学級の必要性について	学校の衛生管理マニュアルにおいて、現在の感染状況では、十分な感染対策を行った上で、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとることで、現状の学級規模でも感染拡大防止上の問題は無い。 少人数の指導は、子どもに向き合う時間が確保され、きめ細かい指導が展開でき、子どもから発信されるサインが拾いやすいなど、児童生徒に寄り添った学習指導・生徒指導両面の充実が図られるなどのメリットがある。 このため、少人数学級の実現に向けては、これまでも、都市教委連教育長会などにおいて、道教委に要望を提出しており、徐々に改善が図られていることから、今後も粘り強く働きかける。
【本委員会】 三崎委員@日本共産党 ■教科書展示会について	⑥教科書展示会の意見用紙の見直しについて	用紙内容を確認し、見直しが必要であれば次年度に向け改善を検討する。
【本委員会】 上村委員@改革市民会議 ■新型コロナウイルス感染症対応について	①学校活動における夏季のマスク着用について	道の通知において、体育の授業中はマスクを外すように示されている。熱中症対策を含め、気温、天候、子どもの体調など総合的に考慮し状況に応じて学校側で判断するように伝えている。